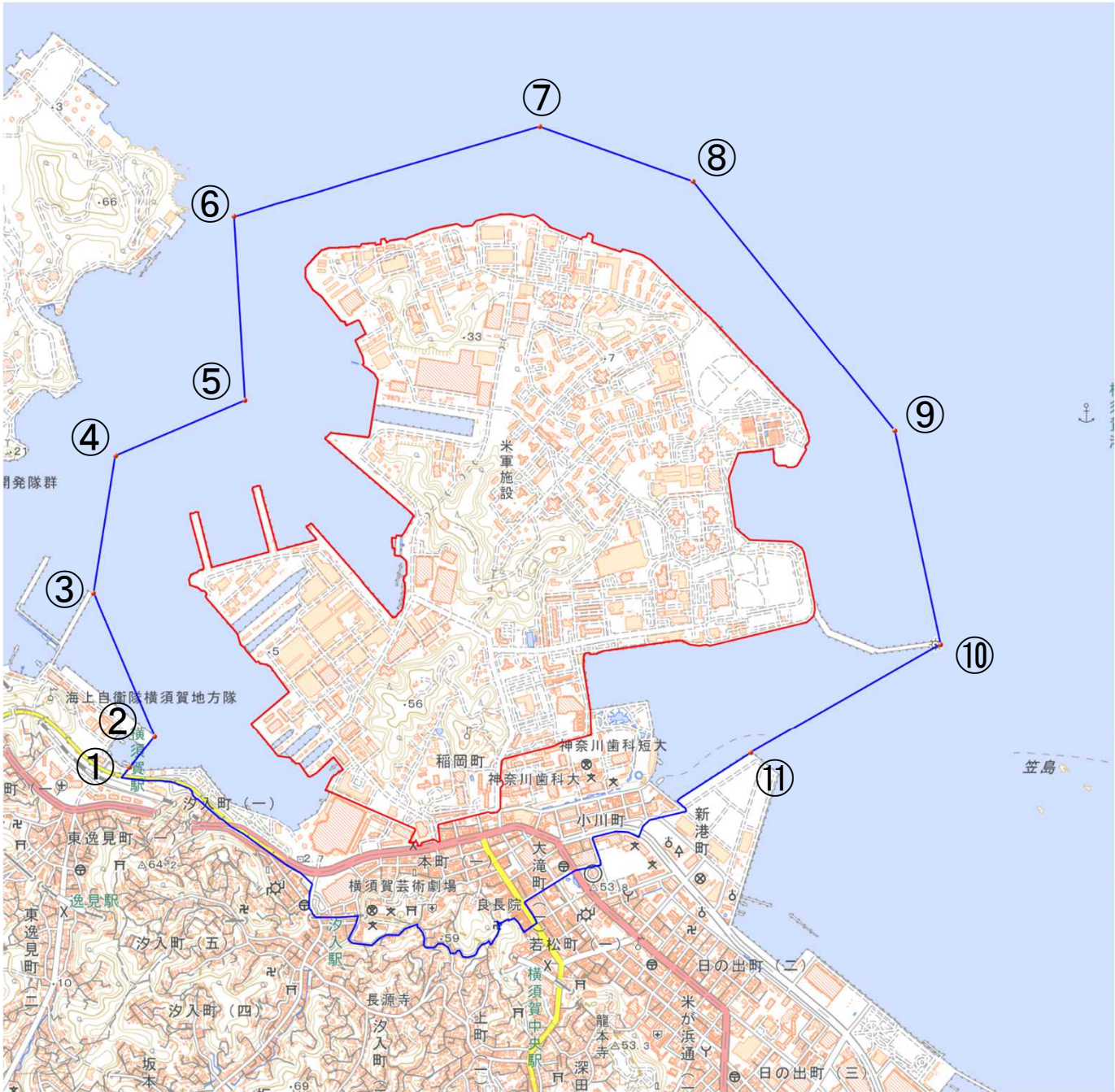


横須賀海軍施設

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市本町一丁目ほか	
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	本町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、泊町、稲岡町（次の図面に示す部分に限る。）並びに大滝町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	本町一丁目から三丁目まで、楠ヶ浦町、泊町、稲岡町、大滝町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、小川町（次の図面に示す部分に限る。）、緑が丘（次の図面に示す部分に限る。）、汐入町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに東逸見町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十五度十七分五秒、東経百三十九度三十九分十七秒の点 二 北緯三十五度十七分九秒、東経百三十九度三十九分二十秒の点 三 北緯三十五度十七分二十五秒、東経百三十九度三十九分十二秒の点 四 北緯三十五度十七分四十秒、東経百三十九度三十九分十五秒の点 五 北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十九分三十三秒の点 六 北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十九分三十一秒の点 七 北緯三十五度十八分十六秒、東経百三十九度四十分十二秒の点 八 北緯三十五度十八分十秒、東経百三十九度四十分三十三秒の点 九 北緯三十五度十七分四十三秒、東経百三十九度四十一分〇秒の点 十 北緯三十五度十七分十九秒、東経百三十九度四十一分七秒の点 十一 北緯三十五度十七分七秒、東経百三十九度四十分四十一秒の点
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

※海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎の周辺地域と、一部重なる場所があります。

横須賀海軍施設周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

留意事項

「在日米軍横須賀海軍施設」は、対象防衛関係施設に指定された「海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎」に隣接しているため、小型無人機等の飛行を行う場合の手続に当たっては、併せて「海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎」の対象防衛関係施設の区域等を確認して下さい。

下の図面に示す自衛隊施設及び在日米軍施設・区域に係る対象施設周辺地域の重複部分については、自衛隊・在日米軍両方について同意の申請等の手続が必要となります。細部については、対象防衛関係施設もしくは地方防衛局にお問合せください。



自衛隊施設及び在日米軍施設・区域に係る対象施設周辺地域の重複部分		
横須賀地方総監部逸見庁舎	対象施設の区域	
	対象施設周辺地域	
在日米軍横須賀海軍施設	対象施設の区域	
	対象施設周辺地域	